

# 一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業に係る環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

## （総合的事項）

- 1 計画路線の整備により、線形不良区間が解消され、幅員が確保されることから、幹線道路としての機能を十分に満足することが期待されているが、当該路線は、室生赤目青山国定公園の特別地域を通過することから、事業の実施にあたっては、十分な環境配慮を行うこと。
- 2 計画路線に係る詳細な設計を行う場合には、評価書の環境保全措置等の内容を十分に反映させて実施すること。なお、工事着手までに長期間を要する工区もあることから、計画路線周辺の地域環境の状況に変化が見られる場合には、事業の実施にあたって、再度必要な調査等の実施、予測及び評価を行い、環境保全措置を行うこと。

## （個別的事項）

- 1 大気質  
工事の実施により発生する残土を現地で保管する場合には、粉じんの予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置について検討すること。
- 2 騒音・振動  
建設機械の稼働による騒音、振動の予測条件として軟岩の掘削を想定しているが、工事区域内に硬岩がないかどうかを確認したうえで、適切な条件で騒音、振動の予測及び評価を行うこと。また、予測結果が環境基準を超過する場合には、環境保全措置を行うこと。
- 3 水質  
事業実施区域内を流れる名張川には、アユやアマゴの漁業権が設定され、放流や漁場の管理が行われていることから、工事の実施に伴う水の濁りの評価にあたっては、水産用水基準を用いて評価を行うこと。
- 4 地形・地質  
地すべり地形における土木工事を回避するために実施した計画路線の変更にあたっては、その詳細を評価書に記載すること。
- 5 植物、動物、生態系
  - （1）計画路線周辺には陸生植物の重要な種が存在することから、詳細設計により改変区域が決定し、その区域で重要な種に影響が及ぶ場合には、環境保全措置を行うこと。
  - （2）法面の緑化については、外来種による地域固有の植物の駆逐や遺伝子の攪乱が生じないように、可能な限り、事業実施区域内又はその周辺の自生種を使用すること。

- ( 3 ) 道路が設置されることにより名張川と山地等を行き来する動物に障害を生じる可能性があるため、道路による分断が生じる場所では、可能な限り、環境保全措置を行うこと。
- ( 4 ) 名張川の河岸は自然植生度が高く、動植物の貴重な生育環境となっているため、橋梁工事や護岸工事による改変の行われる区域が、出来るだけ小さくなるような配慮を詳細設計時に行うこと。
- ( 5 ) 特別天然記念物であるオオサンショウウオについては、関係機関及び専門家の助言を仰いだうえで、環境保全措置を行うこと。